

## 第8章 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化

### 1 基本的な考え方とそれぞれの役割

市では、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、条例において「市」、「市民」、「事業者」、「教育に携わる者」のそれぞれの責務を定めるとともに、推進ルーム「さんぴあ」を拠点施設として位置づけています。

男女共同参画社会の形成の促進にあたっては、国際情勢を踏まえ、国や県、近隣自治体、関係機関との連携を図り、行政・市民・事業者等の協働による本計画の推進及び施策の実施に取り組みます。

また、学識経験者、関係行政機関、団体等から推薦された者、公募市民等で組織される「日向市男女共同参画推進審議会」の意見や提言をはじめ、市民の意向を尊重しながら総合的かつ計画的な推進を図ります。

#### (1) 行政の役割

副市長を会長とする「日向市男女共同参画行政推進会議」を中心とした推進体制を強化し、各施策の総合的かつ効果的な推進及び関係課相互間の調整に努めます。

総合政策課男女共同参画推進室は、市政全般にわたって男女共同参画の視点が組み込まれるよう、施策の総合的な調整を行うとともに、本計画に掲げる施策や事業の進捗状況を管理し、条例に基づき施策の実施状況についての報告書を公表します。

また、男女共同参画推進審議会や男女共同参画行政推進会議の機能が発揮されるよう事務局機能を果たします。

市が実施する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、条例第 20 条第 2 項に基づき対応体制を整備し、必要な措置を講じます。

#### (2) 男女共同参画推進審議会の役割

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について調査審議し、市長に意見を述べるほか、本計画の進捗状況についての外部評価を行います。

#### (3) 推進ルーム「さんぴあ」の役割

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する拠点施設として、男女共同参画や女性活躍を推進するための事業を企画し、実施します。また、多様性を尊重した施設としての機能を充実させます。

#### (4) 市民の役割

①市が実施する施策に協力しましょう。

②性別を問わず、政策や方針決定の過程に積極的に参画しましょう。

③従来からの固定的性別役割分担意識にとらわれず、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に協力しましょう。

④性別を問わず、子育て、介護、家事を担い、PTA活動、地域活動等にも積極的に参画しましょう。

⑤一人ひとりが自分らしく活躍できる社会づくりをめざしましょう。

#### (5) 事業者の役割

①事業活動において、積極的に男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めましょう。

②市が実施する施策へ協力しましょう。

③仕事と家庭生活が両立できる環境の整備を行いましょう。

④性別を問わず活躍できる職場を作りましょう。

#### (6) 教育に携わる者の役割

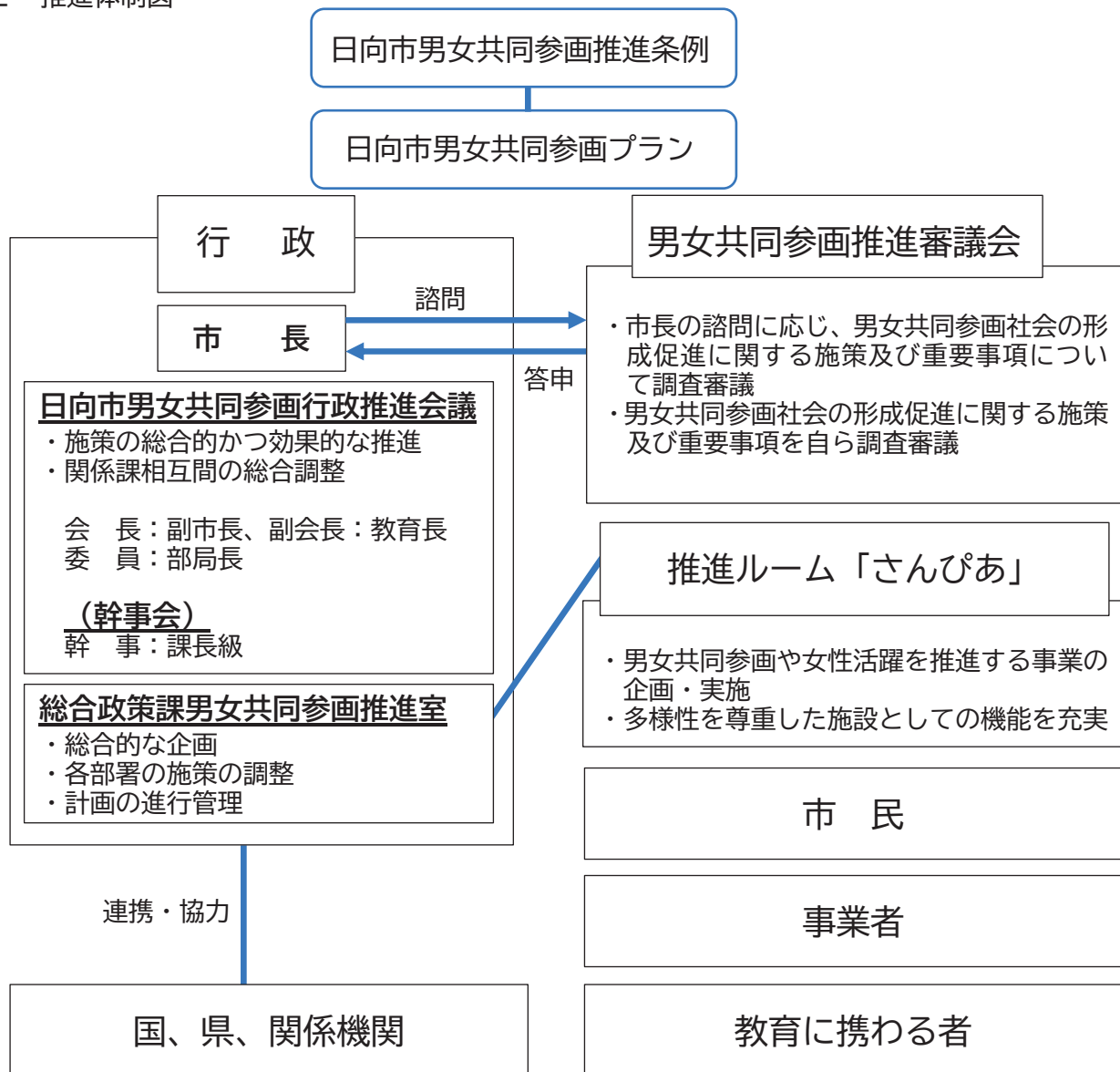
※教育に携わる者＝社会のあらゆる分野において教育活動を行う者

①男女共同参画社会の形成及びジェンダーを意識した男女平等教育を推進しましょう。

②市が主催する研修等に参加し、男女共同参画に関する理解を深めましょう。

③アンコンシャス・バイアス\*（無意識の思い込み）の解消をめざし、若年層への男女平等教育に取り組みましょう。

## 2 推進体制図



### 用語解説

\*アンコンシャス・バイアス：「無意識の思い込み」のこと。「無意識の偏見」と表現されることもある。例えば、性別、世代、学歴などで相手を見ることや「男だから〇〇だろう、女だから〇〇だろう。」というように、過去の経験や見聞きしたことに影響を受けて自然に培われている解釈のこと。